

警備業法の一部を改正する法律

(平成一四年一月二二日法律第一〇八号)

一、提案理由(平成一四年一〇月三〇日・衆議院内閣委員会)

谷垣国務大臣 　ただいま議題となりました警備業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における警備業の実情にかんがみ、警備業者等の欠格事由について、暴力団員と密接な関係にある者等を追加するとともに、精神病者に係る事由の見直しを行うほか、変更の届け出手段を簡素化すること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、警備業者等の欠格事由に関する規定の整備についてであります。

その一は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定による一定の命令等を受けてから三年を経過しない者を、警備業者、警備員、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者の欠格事由に追加するとともに、暴力団員等がその事業活動に支配的な影響力を有する者等を、警備業者の欠格事由に追加することとするものであります。

その二は、精神病者に係る欠格事由のうち、警備業者、警備員及び機械警備業務管理者に係るものを、心身の障害により業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるものに改めるとともに、警備員指導教育責任者に係るものを削ることとするものであります。

第二は、変更の届け出に関する規定の整備についてであります。

これは、警備業者は、一定の事項の変更に係る届け出書については、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会にのみ提出すれば足りることとするものであります。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(平成一四年一月五日)

佐々木秀典君 　ただいま議題となりました警備業法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における警備業の実情にかんがみ、警備業者等の欠格事由について、暴力団員と密接な関係にある者等を追加するとともに、精神病者に係る事由の見直しを行うほか、変更の届け出手段の簡素化等を行おうとするものであります。

本案は、第百五十四回国会に提出され、継続審査となっていたもので、去る十月三十日谷垣国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。十一月一日質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと

決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告（平成一四年一一月一五日）

小川敏夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、警備業者等の欠格事由に、暴力団員と密接な関係にある者等を追加するとともに、精神病者に係る事由の見直しを行うほか、代表者の氏名等全国的に共通する事項の変更届出手続を簡素化する等の必要な措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、警備業に関する欠格事由の在り方、警備業への暴力団参入排除徹底の必要性、警備員教育の重要性、検定制度の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。